

1 貸切使用する場合の利用料

(1) 大道場等の利用料

単位：円

区分・利用の単位				新料金（令和8年4月1日適用）		（参考）現利用料金		
				利用料の額（1時間につき）		利用料の額（1時間につき）		
				午前9時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時までの 時間以外	午前9時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時までの 時間以外	
大道場	入場料を 徴収しない 場合	アマチュア スポーツに 使用するとき	使用者が主として児童生徒のために使用する とき	1,700	3,370	1,470	2,930	
			使用者が主として児童生徒以外の者のため に使用するとき	3,370	6,760	2,930	5,870	
		その他催物に 使用するとき	平日	13,490	27,000	11,730	23,470	
			土曜日・日曜日・休日	16,150	32,300	14,040	28,080	
	入場料を 徴収する 場合	アマチュア スポーツに 使用するとき	使用者が主として児童生徒のために使用する とき	3,370	6,760	2,930	5,870	
			使用者が主として児童生徒以外の者のため に使用するとき	6,760	13,490	5,870	11,730	
		その他催物に 使用するとき	営利を目的とし ない催物である とき	平日	35,310	70,600	30,700	61,390
				土曜日・日曜日・休日	42,290	84,580	36,770	73,540
			営利を目的とす る催物であると き	平日	70,490	140,960	61,290	122,570
				土曜日・日曜日・休日	84,580	169,160	73,540	147,090
小道場 柔道場 剣道場	使用者が主として児童生徒のために使用する とき		970	1,940	840	1,680		
	使用者が主として児童生徒以外の者のため に使用するとき		1,940	3,860	1,680	3,350		
近的弓道場 遠的弓道場	使用者が主として児童生徒のために使用する とき		1,330	2,660	1,150	2,310		
	使用者が主として児童生徒以外の者のため に使用するとき		2,660	5,310	2,310	4,610		
相撲場	使用者が主として児童生徒のために使用する とき		490	970	420	840		
	使用者が主として児童生徒以外の者のため に使用するとき		970	1,940	840	1,680		
屋外相撲場	使用者が主として児童生徒のために使用する とき		250	490	210	420		
	使用者が主として児童生徒以外の者のため に使用するとき		490	970	420	840		

(2) 附属施設及び附属設備の利用料

単位：円

区分・利用の単位	新料金（令和8年4月1日適用）		（参考）現利用料金	
	利用料の額		利用料の額	
	アマチュア スポーツに 使用する 場合	その他の催物に 使用する 場合	アマチュア スポーツに 使用する 場合	その他の催物に 使用する 場合
会議室	1室1時間 につき 140	1室1時間 につき 270	1室1時間 につき 120	1室1時間 につき 230
放送設備	1時間 につき 840	1時間 につき 1,700	1時間 につき 730	1時間 につき 1,470
温水シャワー	1室1時間 につき 340	1室1時間 につき 680	1室1時間 につき 290	1室1時間 につき 590

(3) 照明等の利用料

単位：円

区分・利用の単位		新料金（令和8年4月1日適用）		（参考）現利用料金		
		利用料の額（1時間につき）		利用料の額（1時間につき）		
		アマチュアスポーツに 使用する場合	その他の催物に 使用する場合	アマチュアスポーツに 使用する場合	その他の催物に 使用する場合	
照明	大道場	全灯使用	2,400	4,800	2,080	4,170
		2分の1減灯使用	1,200	2,410	1,040	2,090
		3分の2減灯使用	810	1,600	700	1,390
	小道場	150	300	130	260	
	柔道場	280	560	240	480	
	剣道場	220	430	190	370	
	近的弓道場	170	330	140	280	
	遠的弓道場	130	260	110	220	
	相撲場	90	150	70	130	
	屋外相撲場	30	50	20	40	
暖房	大道場	640	1,270	550	1,100	
	小道場	150	300	130	260	
	柔道場	380	760	330	660	
	剣道場	230	450	200	390	
	近的弓道場	320	640	270	550	
	相撲場	110	210	90	180	
冷房	大道場	510	1,020	440	880	
	小道場	130	260	110	220	
	柔道場	220	430	190	370	
	剣道場	180	360	150	310	
	近的弓道場	260	510	220	440	
	相撲場	100	180	80	150	

2 貸切使用によらず使用する場合の利用料

単位：円

区分・利用の単位	新料金（令和8年4月1日適用）		（参考）現利用料金	
	使用料の額		使用料の額	
	午前9時から午後1時、午後1時から午後5時、午後5時から午後9時の区分ごと		午前9時から午後1時、午後1時から午後5時、午後5時から午後9時の区分ごと	
小学校児童及び中学校生徒	1人につき	140	120	
高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	1人につき	180	150	
一般	1人につき	290	250	
シャワー室	1人1回につき	150	130	

3 武道館の施設（前記1及び2を除く。）の利用料

区分	利用の単位	新料金（令和8年4月1日適用）		
建物の使用に係るもの	1㎡につき1年	1㎡当たりの公有財産台帳価格に100分の8.8を乗じて得た額	—	—

備考

- 1 使用面積が1㎡未満であるとき又は使用面積に1㎡未満の端数があるときは、当該使用面積又は端数を1㎡として計算する。
- 2 使用期間が1年未満であるとき又は使用期間に1年未満の端数があるときは、当該使用期間又は端数に係る使用料については月割をもって計算する。ただし、使用期間が1月未満であるとき又は使用期間に1月未満の端数があるときは、当該使用期間又は端数に係る利用料については日割をもって計算する。
- 3 土地の使用のうち使用期間が1月未満のものに係る利用料の額は、この表の規定により計算した額に1.1を乗じて得た額とする。
- 4 使用料の額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。
- 5 この表（備考5を除く。）の規定により計算した額が100円に満たないときにおける利用料の額は、100円とする。
- 6 電気、ガス、水道その他の費用が生じるときは、この表の規定による利用料のほかに、実費に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額を徴収する。